

～「もしもの時への備えがあるまち」をめざして～

八尾市消防庁舎建設基本構想

令和4年3月

八 尾 市

八尾市消防庁舎建設基本構想

目 次

第1章 策定の目的

- (1) 基本構想策定の背景と目的..... 1
- (2) 消防各署所の庁舎概要 2
- (3) 上位・関連計画における位置づけ 3

第2章 消防体制の現状と課題

- (1) 消防需要の動向 5
- (2) 消防力の整備指針 8
- (3) 消防体制の現状と課題 9

第3章 消防の将来像

- (1) 基本的な考え方 14
- (2) 消防体制の整備 15
- (3) 消防署所数の整備 16
- (4) 消防本部・消防署（本署）の機能整備..... 16

第4章 消防庁舎整備構想

- (1) 消防本部・消防署（本署）の配置方針..... 18
- (2) 消防署所の配置方針 21
- (3) 庁舎の施設機能の構成と規模 23

第5章 事業推進

- (1) 事業費及び整備手法 25
- (2) 整備時期 25
- (3) 推進課題 26
- (4) 「消防広域化」及び「消防の連携・協力」の方向性について 26

第1章 策定の目的

(1) 基本構想策定の背景と目的

本市では、平成24年3月に「八尾市消防施設に関する基本構想」を策定し、消防庁舎の現状を踏まえた機能更新の方向性や、消防署所の配置についての運用効果を検討した結果などについて示しました。

現在、八尾市消防本部は、消防本部・消防署（本署）と5つの消防出張所により、火災、救急、救助など各種災害対応を行っています。これらの消防施設の中には築後50年前後が経過して老朽化が進み、狭隘化や機能の陳腐化が進んでいるものがあります。

一方、この間、各地で地震や風水害などの大規模災害が頻発し、さらに、南海トラフ巨大地震の発生確率が30年以内に70～80%と想定されているとともに、新型コロナウイルス感染症による医療環境も激変していることなどから、市民の安全・安心を守るうえで消防体制及び施設・設備のあり方を改めて見直すことが喫緊の課題となっています。

そのため、社会情勢などの変化に対応しつつ消防本部・消防署（本署）をはじめとして老朽化している消防庁舎の建替えなどの整備の具体化やそれと合わせた消防体制の強化や高度化に向けた方向付けを行うため、あらためて「八尾市消防庁舎建設基本構想」（以下「本基本構想」という。）の策定を行うことといたしました。

本基本構想は、現状の課題を十分踏まえ、消防体制や消防施設のめざす姿（消防の将来像）を明らかにしたうえで、その実現に向けた取組方針を総合的に示すことを目的とします。具体的には、消防庁舎の適正配置及び施設規模や機能更新などのあり方を検討し、建設場所や時期を明確化するものとします。

今後、本基本構想に基づいて消防庁舎の整備計画を具体化し、整備事業を推進してまいります。

(2) 消防各署所の庁舎概要

八尾市における現在の消防庁舎は下表に示す6庁舎です。

■消防庁舎一覧

庁舎名	所在地	構造	竣工年月 (築年数※)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
消防本部 消防署（本署） 消防団本部	八尾市高美町 五丁目 3 番 4 号	RC 造 3 階建	1974.11 (47)	3,555.31	672.85	2,135.53
		S 造 2 階建	2014.3 (8)		139.09	277.30
		合計			811.94	2,412.83
山本出張所	八尾市西山本町 三丁目 6 番 18 号	RC 造 2 階建	1970.12 (51)	575.64	232.65	378.38
志紀出張所	八尾市志紀町西 二丁目 1 番地の 3	RC 造 3 階建	2005.8 (16)	493.99	204.74	388.09
栄町出張所	八尾市栄町 二丁目 3 番 10 号	RC 造 3 階建	1968.3 (54)	474.24	160.75	530.02
高安出張所	八尾市千塚 二丁目 191 番地	RC 造 2 階建	1983.4 (38)	429.75	152.07	293.05
亀井出張所	八尾市亀井町 二丁目 7 番 7 号	RC 造 2 階建	1989.4 (32)	594.34	196.30	308.70

※当該月時点



(3) 上位・関連計画における位置づけ

(八尾市第6次総合計画)

八尾市総合計画は本市の最上位の計画であり、これに基づいて様々な分野別計画や方針が策定されています。

総合計画に記載された消防力の強化に関する基本方針としては、老朽化している消防庁舎については適正配置を視野に入れた機能更新を計画的に進め、高機能消防指令センターの適正な運用管理を行うことが定められています。

■「八尾市第6次総合計画」における消防に関する方針（抜粋）（令和3（2021）年2月策定）

めざす暮らしの姿	現状	課題	基本方針
消防力の強化により、市民の生命、身体、財産の安全・安心が守られています。	[消防] ●地震や局地的集中豪雨、大型台風などの自然災害が各地で発生し、甚大な被害が発生しています。 ●南海トラフ地震の発生が、近い将来高い確率で想定されています。	●複雑多様化・大規模化する災害に対応するため、消防車両や各種資機材・高機能消防指令センター等の充実強化が求められています。 ●各種災害に迅速的確に対応するため、訓練を充実させ、消防職員の技術・技能向上を図る必要があります。 ●消防行政に関する運営の効率化及び基盤強化のために消防の広域化の検討が求められています。	①救急救助体制の充実をはじめ、総合的な消防体制を強化します。 ②消防の広域応援体制を充実します。
	[消防] ●消防庁舎の老朽化及び資機材等の収納不足等が発生しています。	●老朽化が進行している消防庁舎等の機能更新が必要です。	③老朽化している消防庁舎については適正配置を視野に入れた機能更新を計画的に進めます。また、高機能消防指令センターの適正な運用管理を行います。
	[消防] ●高齢化に伴って救急車の出動件数が増加しています。 ●軽症者の救急搬送割合が高くなっています。	●救急需要が高まっているため救急体制の充実が必要です。また、救急車の適正利用を啓発する必要があります。	④救急体制を強化し高度化を図ります。また、救急車の適正利用の広報活動を推進します。
市民・地域や事業所、各種団体との連携により地域における消防防災力の向上が図られ、災害に強いまちとなっています。	[消防] ●住宅火災による被害及び死傷者が発生しています。 ●地域と連携した放火防止対策の取り組みを進めています。	●住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅防火・放火防止対策を促進する必要があります。	⑤市民・地域や事業所、各種団体との連携により、住宅防火・放火防止対策及び防火対象物における防火安全対策を推進します。
	[消防団・自主防災組織] ●消防団施設等の機能更新や女性分団を創設するなど消防団の充実強化に努めています。 ●地域の防災訓練に消防団、学生消防隊と連携して活動支援を実施しています。	●地域防災の中心となる消防団の装備の充実や自主防災組織等、地域と密着した活動が行えるよう平時からの連携が必要です。 ●女性を含めた防災リーダーの育成、若い世代や女性の訓練参加の促進等により、災害時に迅速・的確に活動できる組織として育成することが課題です。	⑥消防防災力の向上のため、消防団施設等の機能更新や装備を充実するとともに消防団と自主防災組織等、地域との連携により、応急手当の普及啓発や自主防災組織等に自立型訓練の実施を促進し組織の活性化を図ります。

（八尾市地域防災計画）

本市の防災対策の基本となる「八尾市地域防災計画」においては、消防庁舎は市庁舎と並んで防災中枢拠点として、その機能充実が方向付けられています。

■「八尾市地域防災計画」における消防に関する方針（抜粋）（令和3（2021）年3月改訂）

2 防災中枢拠点の機能充実

市は、災害時における防災対策の中枢拠点となる市庁舎をはじめ、**市民の救急・救助活動及び消防活動の拠点として市庁舎と同等の中枢拠点となる消防庁舎（消防本部・消防署）**、市民の命をつなぐ飲料水の給水活動の拠点となる水道局庁舎等について、電源の確保や通信システムの充実等の施設設備の防災機能の向上を図る。また、これらの施設のバックアップ対策として、他の公共施設においても防災機能の向上に努める。

（八尾市公共施設マネジメント実施計画）

「八尾市公共施設マネジメント実施計画」は、「八尾市公共施設マネジメント基本方針」（平成27（2015）年8月改訂）に基づいて、具体的な取り組みを定めたものです。消防本部庁舎（消防署）※については建替えを含めた機能更新に関する基本構想の策定を、その他の消防署・出張所についても機能や配置について方向性を取りまとめるものとしています。

■「八尾市公共施設マネジメント実施計画」における消防に関する方針（抜粋）

（令和2（2020）年6月改訂）

① 防災中枢拠点について

八尾市地域防災計画において「八尾市防災中枢拠点」として位置づけられている市庁舎本館と**消防本部庁舎（消防署）**※は、災害発生時に災害対策本部や人命救助の拠点として機能する施設であり、高い堅牢性を保持すべき施設です。

市庁舎本館は建築後26年の施設のため、今後も計画的な改修サイクルを実施しながら維持保全を進めていくこととしますが、**消防本部庁舎（消防署）**※は建築後46年を経過しており、老朽化による堅牢性の低下の観点から機能更新等の検討時期を迎えています。また、大規模化する災害への対応が求められており、施設の強靱化はもとより消防の組織力を最大限に発揮するため、消防本部庁舎（消防署）※の規模の見直しや訓練施設等の機能充実も必要になっています。

これらの課題を踏まえ、**消防本部庁舎（消防署）**※は防災中枢拠点としてあるべき機能や規模等について検討し、建替えを含めた機能更新についての基本構想等の策定を進めます。また、その他の消防署・出張所については、市民の安心・安全の確保に向けて、多様な消防需要に的確に対応できる消防力の整備・充実のあり方や方針の検討を進める中で、その機能や本部庁舎を含めた配置について改めて整理し、方向性を取りまとめます。

（八尾市個別施設保全計画〈消防防災施設編〉）

（令和3（2021）年3月策定）

「八尾市個別施設保全計画〈消防防災施設編〉」は、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」を踏まえ、施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表すことで、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、長寿命化を推進するための中長期的な計画となるものです。

長寿命化改修の考え方、劣化調査結果による優先順位を踏まえ、消防本部庁舎（消防署）※、消防署山本出張所、消防署栄町出張所については、機能更新の基本構想などに基づき進めることとされています。その他の出張所については、大規模改修などの実施により長期的な施設保全を図っていくとされています。

※消防本部庁舎（消防署）＝消防本部庁舎・消防署（本署）庁舎のこと

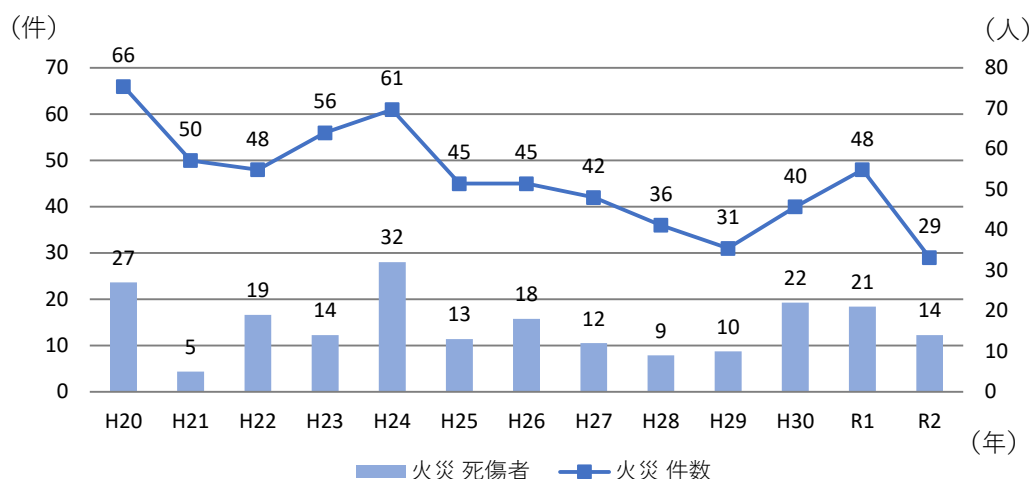
第 2 章 消防体制の現状と課題

(1) 消防需要の動向

(火災の動向)

火災件数は平成 29 年まで徐々に減少してきました。一方、その後平成 30 年、令和元年の 2 年間は増加に転じましたが、令和 2 年には再び減少に転じています。

■火災件数及び死傷者数の推移

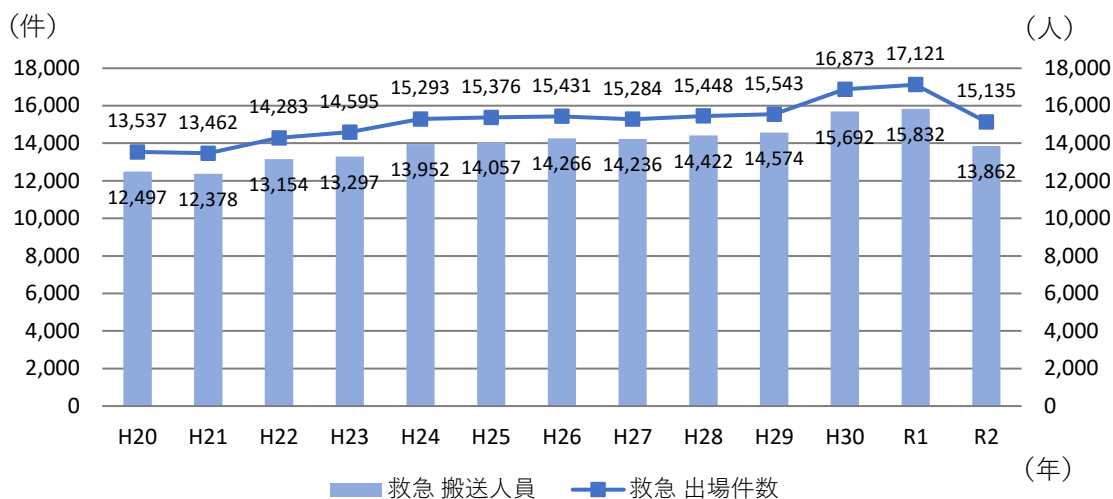


(資料：八尾市消防概況)

(救急の動向)

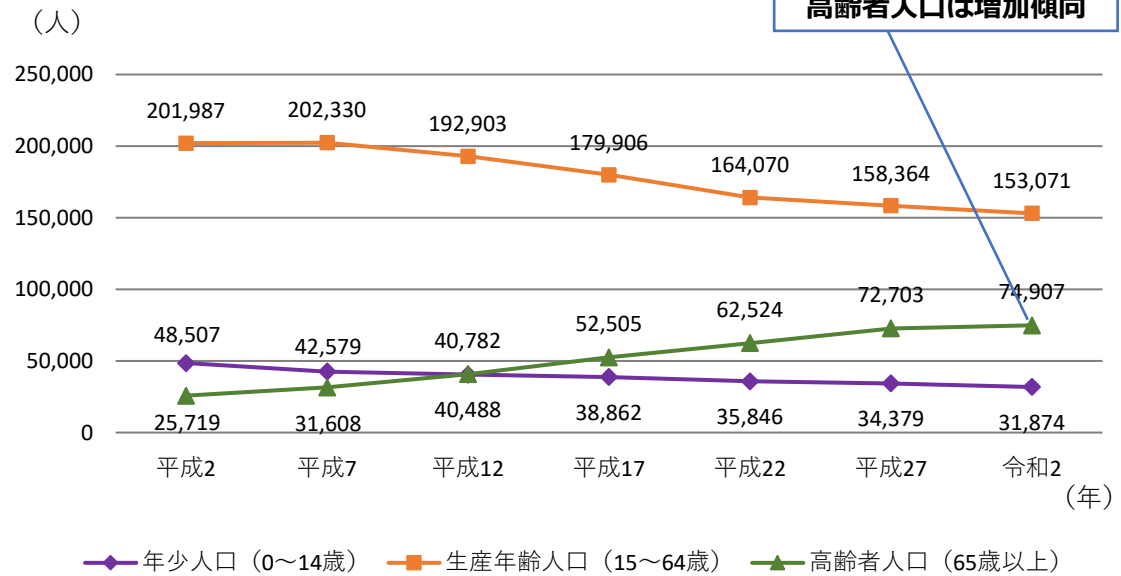
救急件数は増加傾向にあり、その要因は主に高齢者数の増加が背景にあると推測されます。令和元年には年間出場件数は 17,121 件（1 日平均 47 件）まで増加し、令和 2 年には減少に転じましたが、これは新型コロナウイルス感染症による影響と推測されます。

■救急出場件数及び搬送人員の推移



(資料：八尾市消防概況)

■八尾市の高齢者人口の推移

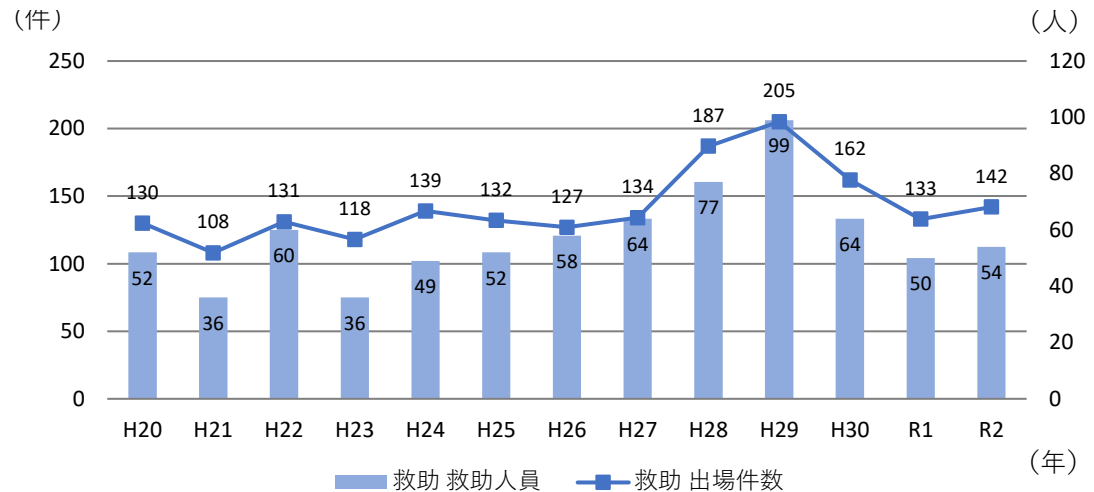


(資料：令和2年国勢調査)

(救助の動向)

救助出動件数は年間130件前後で推移してきました。平成28、29年にやや増加しましたが、その後はそれ以前の状況に戻っています。

■救助出場件数及び救助人員の推移

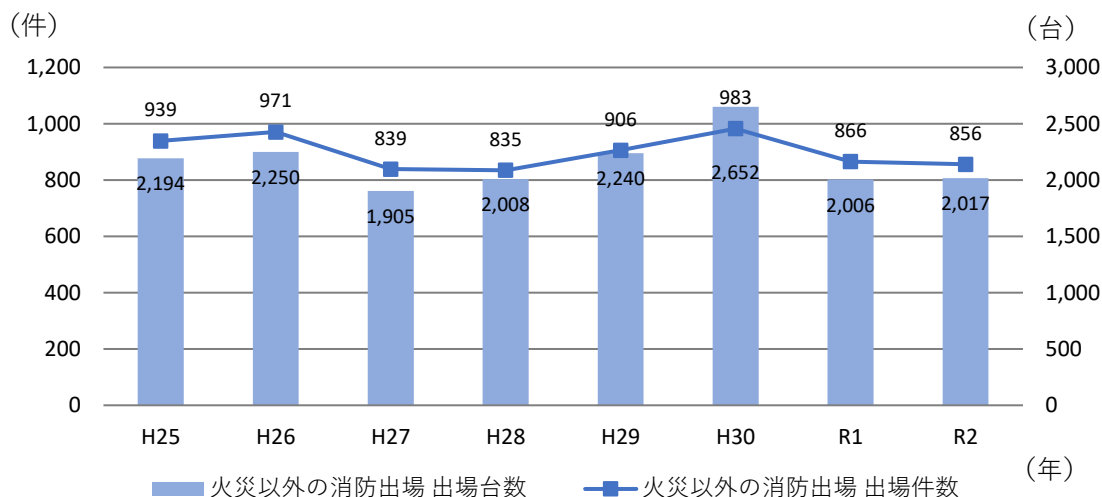


(資料：八尾市消防概況)

(火災以外の消防出場の動向)

火災以外の消防出場では警戒等出場（火災に至らない燃焼事故、交通事故による油漏洩、自動火災報知設備の鳴動に係る調査など）と救急支援出場（活動困難な救急事案に対する消防隊の活動支援）が大部分を占めており、出場件数は年間 900 件前後で推移しています。

■火災以外の消防出場の動向



(資料：八尾市消防概況)

(大規模な災害の見通し)

「八尾市地域防災計画」(令和3年3月改訂)において、地震被害、風水害、大規模火災、危険物等災害、放射線災害、交通災害等の各種災害を想定し、被害想定と予防対策が示されています。

同計画においては、特に「南海トラフ地震防災対策推進計画」が定められており、同地震も想定した適切な消防体制の構築が求められます。

■南海トラフ地震の将来の発生可能性(算定基準日：2022年1月1日)

地震の規模	： M8～M9クラス
地震発生確率	： 30年以内に、70%～80%
地震後経過率	： 0.86
平均発生間隔	： 88.2年

(資料：地震調査研究推進本部 HP)

(2) 消防力の整備指針

国の基準に基づいた消防力の整備指針（以下「整備指針」という。）に対して、現状では、消防署・出張所数、救急自動車数、警防要員数、救急隊員数、予防要員数などが充足率 100%を下回っています。

■八尾市消防本部の整備指針において充足率 100%を下回る区分

区 分			指 針		現 有	充足率(%)
施設	消 防 署 ・ 出 張 所		8		6	75.0
車両	救 急 自 動 車		8		6	75.0
職 員 数	警 防 要 員	消防ポンプ自動車隊員	144	225	159	70.7
		はしご自動車隊員	24			
		化学消防車隊員	12			
		指揮隊員	18			
		特殊車隊員	12			
		救助隊員	15			
	救 急 隊 員		63		56	88.9
	予 防 要 員		31		15	48.4

区 分	指 針	現 有	充足率(%)
消 防 職 員	342	260	76.0

（資料：令和 3 年版八尾市消防概況）

（３）消防体制の現状と課題

消防体制の現状と課題について、ア．組織体制、イ．施設・設備の２つの側面から、下表に従って、主要な事項について整理します。

■消防体制に関する主要な課題

ア 組織体制	イ 施設・設備
①指令業務の兼務状態 ②市の危機管理体制との連携 ③救急隊の不足	④消防庁舎の老朽化、狭隘化及び機能の陳腐化 ⑤署所数の不足 ⑥高機能消防指令センターの更新 ⑦訓練施設の不足 ⑧市民対応機能の不足

ア 組織体制

① 指令業務の兼務状態

（現状）

指令業務については、専任職員（通信員）が不足しているため、警防要員が指令業務を兼務しています。そのため、指令業務中の警防要員が災害出場しなければならない場合、他の出動隊よりも出動に時間を要しています。



高機能消防指令センター

（課題）

指令業務の専従化は他の自治体における消防体制でも基本的な流れとなっています。高度な知識を備えた指令による災害対応力の強化や、119番通報に対する適切なオペレーション技術など、指令業務全体の高度化を図るため、指令業務の専従化を図る必要があります。

② 市の危機管理体制との連携

（現状）

近年、地球温暖化などを背景として自然災害が多発するようになっていきます。また、南海トラフ巨大地震の発生確率も30年以内に70～80%と想定されているなか、各種災害等に対応する市の危機管理体制の強化の必要性がますます高まっています。

現在の消防本部・消防署（本署）庁舎は市役所庁舎から約2kmの距離があるため、災害などの緊急事態への即応体制を構築するうえで、物理的な障害となる可能性があります。

（課題）

消防本部・消防署（本署）庁舎の建替え整備にあたっては、市の危機管理体制との密接な

連携を図るため、消防庁舎の立地場所を定める必要があります。

③ 救急隊の不足

(現状)

前述したように、救急出場件数及び搬送人員は徐々に増加してきています。本市は整備指針が求める 8 隊に対して 6 隊というコンパクトな体制で対応しているため、大阪府下の他の消防本部と比較して 1 隊当たりの救急出場件数が 4 番目に多く、全隊出場※に陥る時間帯も生じています。

また、新型コロナウイルス感染症への救急対応は、感染予防対策や搬送先病院の確保など従来とは異なる対応が求められており、救急体制に求められる機能も変化しています。

※全隊出場：6 台の救急車がすべて出場している状態

(課題)

今後の高齢者数の増加に伴い救急需要が増加すると推測されるなかで、整備指針に対して 2 隊不足の解消を早期に図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後も、新たなパンデミックを想定した救急業務の高度化や体制構築を図っていく必要があります。救急体制に関しての制度設計を行う専門部門の確立が求められます。

イ 施設・設備

④ 消防庁舎の老朽化、狭隘化及び機能の陳腐化

(現状)

消防本部・消防署（本署）、栄町出張所及び山本出張所は築後 50 年前後が経過しており、老朽化や狭隘化、機能の陳腐化が進んでいます。いずれも建物の耐震化は完了しているものの、消防庁舎の機能は建設当時のままであり、高度化する消防・救急需要に対応するうえで不十分な面が多く見られます。

庁舎規模の面では、消防車両の大型化に伴う車庫の狭隘化、出動準備スペース、資機材保管庫などの不足があります。さらに整備指針が定める職員数や救急車両台数に対して執務室や車庫なども不足しており、施設面からも消防力の増強を図ることが困難な状態にあります。

(課題)

消防本部・消防署（本署）及び栄町出張所並びに山本出張所について、老朽化や狭隘化、機能の陳腐化の解消が必要です。消防庁舎の整備にあたっては、高度化する消防・救急需要に対応する機能などを備えるとともに、その機能を収容できる十分な規模を確保する必要があります。

また、市域のバランスのとれた消防署所の再配置や施設整備を図る必要があります。

⑤ 署所数の不足

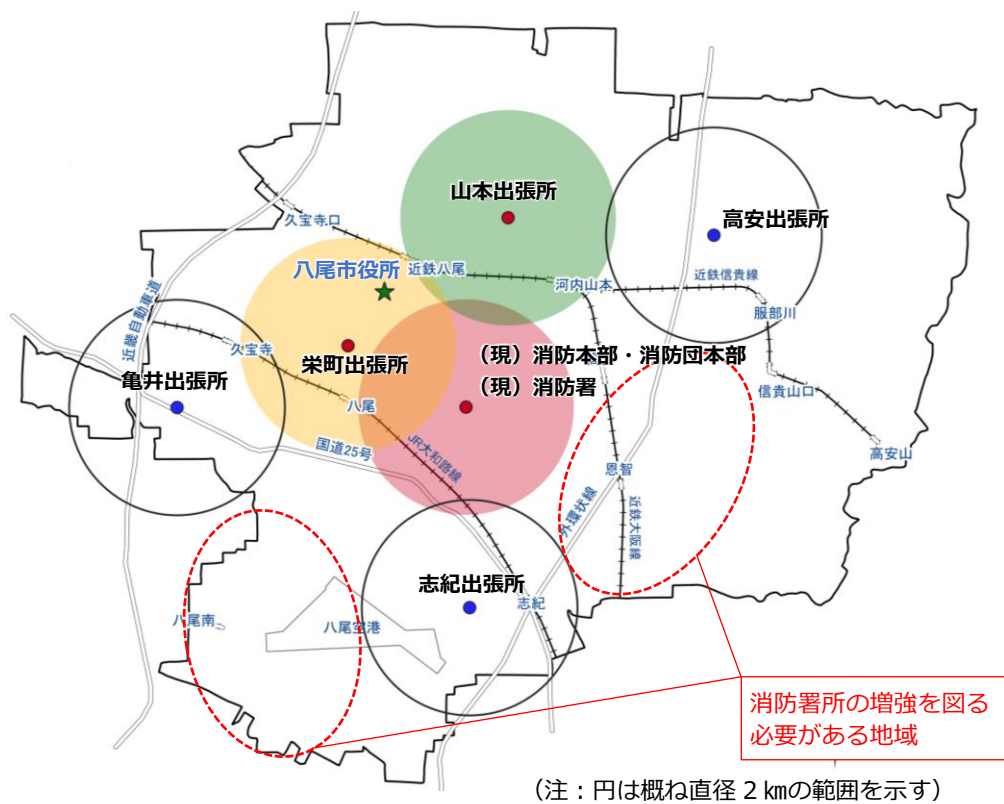
(現状)

本市の消防署所数は6署所で、市域の南西部及び南東部が各署所から距離があり、消防隊などの現場到着に時間を要する地域となっています。また、整備指針で定める8署所よりも2署所少なくなっています。

(課題)

市域のバランスのとれた消防庁舎配置の観点から消防署所の再配置や、市域の南西部、南東部への対応を念頭において必要な消防署所の増強を図る必要があります。

■消防署所の配置と課題



⑥ 高機能消防指令センターの更新

(現状)

高機能消防指令センターは、市民から 119 番通報を受け、消防部隊への出動指令や現場活動支援情報の提供などの指令管制を行う重要な部門です。

現在の高機能消防指令センターにおける各システム（高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線システム、災害監視用高所カメラなど）は平成 26 年に更新されたもので、更新時期が迫ってきています。

■ 高機能消防指令センター

指令台/地図等検索装置

119 番通報の受付から出動車両の編成、出動指令までの指令管制業務を行います。

現場活動支援情報の提供を統括する指令管制操作の主装置部です。



(課題)

高機能消防指令センターについては、更新予定時期を目途に新たなシステムへの更新が求められます。更新にあたっては、既存の各システムを運用しながら新システムを構築・設置し、スムーズな移行を図る必要がありますが、現状の消防庁舎では新システムを整備するためのスペースがありません。

⑦ 訓練施設の不足

(現状)

複雑多様化する災害に的確な対応を行うためには、より高度な知識及び技術が修得できる実践的な訓練施設において、様々な災害を想定した訓練が必要不可欠です。

現在、消防本部・消防署（本署）庁舎敷地内に訓練塔が設置されていますが、昭和 49 年の庁舎建設時に整備されたものであり、多様な災害に対応する訓練施設としては、規模、設備面において不十分となっています。

また、放水訓練については、庁舎建設当初は庁舎敷地内で実施されていましたが、周辺の宅地化が進み、訓練時の騒音や放水の影響などが問題となり、十分な訓練を実施できていないのが現状です。

(課題)

消防施設の整備にあたっては、様々な災害を想定した訓練施設の充実を図る必要があります。

⑧ 市民対応機能の不足

(現状)

消防庁舎は、迅速かつ的確な消防・救急・救助活動の拠点となることが基本となる一方、消防団の活動、市民や事業者の自主的な活動（自主防災組織、救命講習、防火管理者講習、幼年消防クラブなど）の拠点となる必要があります。

しかしながら、現在の消防庁舎には、消防団活動や市民・事業者の自主的な活動を支援するために必要な施設や機能が不足しているなどの課題があります。

また、施設のバリアフリー化が不十分であり、様々な来訪者を受け入れられる施設となっていない。

(課題)

消防庁舎の整備にあたっては、消防団活動の基盤となるべき機能を備えるとともに、市民・事業者が来訪しやすいスペースの確保やその活動の拠点となる機能を設ける必要があります。

【まとめ】

組織体制面では、複雑多様化する災害に対応するため、指令業務の専従化をはじめ、救急、警防などの現場体制や、災害発生を未然防止する予防行政の強化、さらには市の危機管理体制との密接な連携などが求められます。

また施設・設備面では、老朽化、狭隘化、機能の陳腐化が進む消防本部・消防署（本署）、栄町出張所及び山本出張所について、バランスある消防署所の配置に資する再整備が必要となるほか、高機能消防指令センターの更新をはじめ、迅速な災害対応や市民ニーズへの対応が可能な施設機能の充実が求められます。

第3章 消防の将来像

(1) 基本的な考え方

消防の任務は、消防組織法第1条では、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と定められています。消防体制の整備にあたっては、この任務を全うすることを基本理念とします。

具体的な消防体制としては、中核市としての本市の都市規模や特性に即して整備指針に定めている施設、車両、職員などを体制整備の目標とし、次の5点を庁舎整備の基本方針と定めます。

① 市域全域の消防需要に対応できる庁舎

② 消防防災の拠点となる庁舎

③ 多様化する災害に対応できる高機能な庁舎

④ 市民に開かれた誰もが利用しやすい庁舎

⑤ 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

① 市域全域の消防需要に対応できる庁舎

老朽化の進む消防本部・消防署（本署）庁舎について、高機能消防指令センターの更新と合わせた建替えをめざします。また、老朽化が進む栄町出張所及び山本出張所の建替えなどを含めた機能更新の手法を具体化し、加えて、消防署所の手薄な市域南西部及び南東部をカバーできるよう新設も含めた消防署所の再配置を併せて構想することにより、市域全域を網羅したバランスの取れた消防体制の構築をめざします。

② 消防防災の拠点となる庁舎

消防庁舎は地震や風水害などの自然災害やその他のあらゆる災害時に防災中枢拠点として重要な役割を担うことから、十分な耐火・耐震性能の確保はもとより、地震によるインフラの破壊や水害による浸水などが起こった場合にも活動の継続が可能な消防庁舎として整備するとともに、市役所庁舎の危機管理機能と連携が図れる体制の構築をめざします。

③ 多様化する災害に対応できる高機能な庁舎

複雑多様化する災害に対して的確かつ迅速な消防活動を行うため、必要十分な規模、諸室及び設備を備え、円滑な出動動線に即して機能的に諸室を配置した庁舎施設の整備をめざします。

また、消防職員の日常的な訓練を行う施設や、女性職員の当直勤務に必要な諸室や条件を整えた庁舎施設の整備をめざします。

さらに、消防庁舎の使用期間（50 年～80 年）を想定し、消防需要の将来変化による消防体制の変革にも対応できる庁舎とします。

④ 市民に開かれた誰もが利用しやすい庁舎

市民や事業者向けの防災研修をはじめとする普及啓発の機能や、消防や防災を身近に感じられる情報発信機能を確保し、市民の自主的な防災活動の拠点としての役割を果たします。

また、消防団活動の基盤となるべき機能を備えるとともに、駐車場の確保やバリアフリーの徹底など、市民に開かれた、誰もが来庁しやすい庁舎施設の整備をめざします。

⑤ 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

公有地の有効活用による用地費の削減や必要機能を十分に備えた合理的な施設計画などにより建設コストの低減を図るとともに、先進的な設備導入などによる環境負荷やエネルギーコスト[※]の低減などにより、建築物のライフサイクルコスト[※]の低減が可能な庁舎施設の整備をめざします。

※エネルギーコスト：電気・ガス・水道などに係る費用

※ライフサイクルコスト：建築物における設計・建設費、運用費、一般管理費、保全費、修繕費、解体費など必要となるすべての費用を合計

（２）消防体制の整備

消防体制を、次の諸点について強化していくものとします。

① 現場対応力の強化

多様な災害や同時発生災害にも対処できる消防体制を確立します。

また、消防・救急の高度化・多様化に対応するため、現場の実態に即した体制の構築を図ります。

② 指令業務の専従化

高度な知識を備えた指令による災害対応力の強化や、119 番通報に対する適切なオペレーション技術など、指令業務全体の高度化を図るため、指令業務の専従化が必要です。

③ 救急業務の充実

救急需要は高齢者人口の増加とあわせて今後も増加する見通しであることから、整備指針

に対して不足している救急隊 2 隊の増隊が必要です。

④ 予防行政の強化

専門性の高い知識と幅広い予防技術を備えた予防行政を推進していく必要があることから、予防行政の強化を図ります。

(3) 消防署所数の整備

消防署所数については、整備指針に定めた署所 8 箇所を基本としますが、そのうえで、消防職員数や部隊数の実情との整合性を図りながら段階的に検討していきます。

本基本構想においては、老朽化した消防本部・消防署（本署）、山本出張所、栄町出張所の機能更新と併せて、南西部及び南東部への消防署所の再配置を検討し 7 署所目の新設を行います。その際、建替え及び新設用地の選定にあたっては、市域をバランスよく網羅できる配置を図ります。

なお、本市では 1 署あたり 2 ～ 3 出張所が適正管轄範囲であると考えていることから、1 署 6 出張所体制とするか、2 署 5 出張所体制とするかについて、今後の消防需要の動向や消防体制の進展などを踏まえて引き続き検討していきます。

(4) 消防本部・消防署（本署）の機能整備

消防本部・消防署（本署）の整備にあたっては、次に示す諸機能を備えるものとします。

(高機能消防指令センター機能)

現在の高機能消防指令センターが更新予定時期を迎えることから、消防本部・消防署（本署）の更新整備と併せて機能の更新を図ります。

(消防出動機能)

部隊が迅速に出動できるよう、十分な規模の車庫、資機材保管庫、出動準備エリア、仮眠室などを確保し、円滑な動線で結びます。また日常的に資機材の整備を行う十分なスペースを確保します。

(救急出動機能)

救急隊は整備指針で定めた 8 隊に対して現在 6 隊で運用していることから、救急隊 2 隊の増強を前提として収容可能な庁舎規模を確保します。

(出動待機機能)

24 時間 365 日の出動に備えて待機する職員の勤務環境を確保するための機能を整備します。

（訓練機能）

災害対応力の向上を図るため、様々な災害現場を想定した訓練が実施できる訓練施設を整備します。また、精強な消防隊員の育成を図るための消防訓練場を確保します。

（市民対応機能）

消防団活動の基盤となるべき機能を備えるとともに、市民・事業者が来訪しやすいスペースの確保やその活動の拠点となる機能を設けます。

また、消防に関する各種申請や相談などを目的とする来庁者へのサービスを高めるため、分かりやすい窓口の設置やプライバシーが保てる来庁者対応ブースなどを設けるとともに、一般市民や子どもたちが防災への関心を高めることができるよう、防災に関するわかりやすい啓発展示機能を整備します。

（環境への配慮）

庁舎整備にあたっては、環境負荷の低減に配慮し、再生可能エネルギー（太陽光など）の有効活用、エコマテリアル[※]の採用に努めるなど、環境に配慮した庁舎施設とします。

※エコマテリアル：品質が良く、人にも環境にも優しい材料

（大規模災害時への備え）

大規模災害発生時においても、消防機能の維持が確実に行えるよう、自家発電設備や自家給油所などの機能を整備します。

第4章 消防庁舎整備構想

(1) 消防本部・消防署（本署）の配置方針

消防本部・消防署（本署）の建替えにおける用地選定の考え方は、現敷地での「現地建替え」と新たな用地を確保した「移転建替え」の2つの方法が考えられます。また、建替え方式としては、消防本部と消防署（本署）を一体的に整備する「合築型」と、消防本部と消防署（本署）を分離して別々に整備する「分離型」の2つの方式が考えられます。

これらについて以下に示す①～③の検討を行った結果、市役所周辺の市役所第二別館跡地に消防本部を配置し、栄町出張所周辺に用地を確保して消防署（本署）を配置する、「分離型・移転建替え」による更新整備を行うことが妥当との結論を得ました。

「分離型・移転建替え」により市役所周辺において更新整備を採用する基本的な考え方は以下の通りです。

- 現地建替えの場合、敷地内空地を用いて一括で合築庁舎に建替えるローリング方式と、仮設用地を確保して仮設庁舎を整備し、仮移転後に本庁舎を建設する方式がありますが、敷地面積が不足していることや用地費及び仮設建築費が二重投資になることなどから、合築型での現地建替えは困難と判断しました。
- 近年、全国的な自然災害の多発など市の危機管理体制の強化が急務であり、市民の利便性を高める観点からも、消防本部機能は市役所庁舎と近接することがこれまで以上に求められています。
- 大規模な災害などにより消防庁舎が万一被災した場合を想定すると、消防本部庁舎と消防署庁舎（本署）を分離し相互間での代替機能を保持しておくことで、消防体制の強化が図れるとともに、業務継続が可能となるなどのメリットが大きいことなどから、分離型を選択することとします。
- 分離型の方針として、市役所に近く、現在空地となっている市役所第二別館跡地に消防本部を配置するとともに、その付近に新たな用地を確保し消防署（本署）を配置します。

【検討① 新消防庁舎に必要な施設規模】

- ・ 50年前の消防体制からの変革により職員や車両数の増加や車両・資機材の大型化が進行しており、それらに対応した施設規模の確保が必要。
- ・ ノーマライゼーション※対応、仮眠室の個室化、女性用施設整備、エレベーター化、災害種別の多様化、感染症対策などに対応するため、既設庁舎と比較して施設規模の増加が必要。
- ・ 敷地についても、適正な消防体制を運用するうえで、現行以上の空地が必要。

※ノーマライゼーション：障がいのある者も障がいのない者も、同等に生活し活動する社会を目指す理念

【検討② 現地建替え方式の検討】

- ・ 消防本部・消防署（本署）を、現敷地を活用して建替えを行うことの是非を検討する。
- ・ 敷地条件では、消防訓練などを行うための敷地内空地が必要であるが、現敷地では確保できない。
- ・ 事業費では、仮設型で行う場合には用地費、仮設費が二重投資となる。
- ・ 現敷地は市役所庁舎から距離があり、危機管理対応や市民対応で課題がある。
- ・ 以上の比較から、合築型の現地建替えは敷地面積が不足しているため困難であり、その他の課題も存在している。

■ 現地建替えにおけるローリング方式と仮設方式の比較

方式 評価 視点	ア 敷地内の空地を活用して合築庁舎を一括して建てるローリング方式	イ 現敷地以外に仮設庁舎用地を確保し、仮設庁舎に仮移転したうえで現敷地の建物を撤去し新築する方式
敷地条件	・ 敷地余地がなく、また二面道路接道が確保できないため、物理的に不可能 ×	・ 合築型の消防庁舎建設に必要な敷地面積が確保できない ×
事業費	— ○	・ 仮設用地を確保する場合、適当な公共用地がないため、民間用地の賃借等が必要となり、用地コストが発生する ・ 仮設施設庁舎整備費は 4.3～5.9 億円程度必要 ×
市役所と市民との連携	・ 災害発生時において、市の危機管理対応や日常的な連携をより深めるためや市民の利便性を考えると市役所近隣の方が望ましい ×	同左 ×

■ 現状の消防本部・消防署（本署）の施設概要

- ・ 敷地面積 約 3,555 ㎡
- ・ 建築面積 約 812 ㎡
- ・ 延床面積 約 2,412 ㎡



©Google Earth



【検討③ 新たな用地確保による移転建替えの検討】

- ・ 危機管理上の検討においては分離型のメリットが大きいことなどから、活用が可能な市役所第二別館跡地に分離型で消防本部を配置することとし、栄町出張所周辺に消防署（本署）を配置する用地を確保するものとする。

■ 検討対象とした公有地位置図



（２）消防署所の配置方針

栄町出張所及び山本出張所の老朽化に伴う機能更新と、南西部及び南東部の消防力強化を目的とした７署所目の新設に際しては、消防本部・消防署（本署）が移転することを前提として、市域を網羅できるバランスある配置を行います。

（栄町出張所）

栄町出張所については、消防本部及び消防署（本署）がいずれも市役所周辺に移転することに伴い、管轄範囲が重複することとなるため他の移転状況に合わせて閉所します。

（南西部の新消防署所）

市域南西部の（旧）八尾市大正出張所跡地に消防署所を新設します。

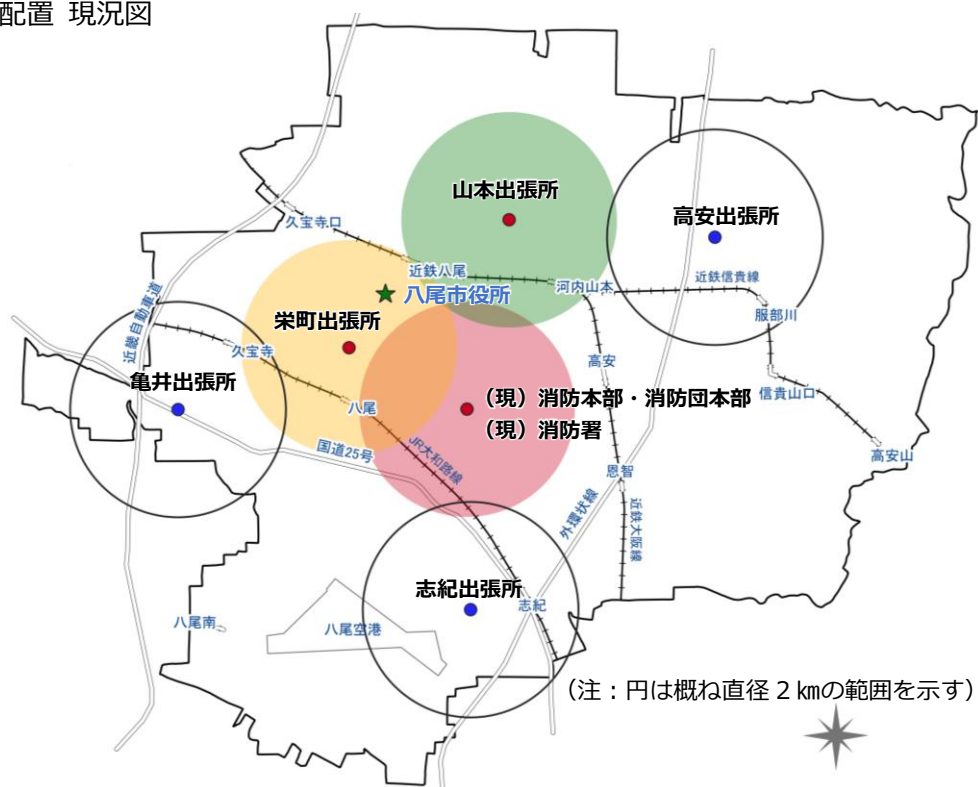
（山本出張所）

山本出張所については、現在の敷地に余地がないことや仮設に係る費用の二重投資などから現地建替えは困難であるため、現出張所周辺において公有地の利用あるいは民間用地の取得により移転します。

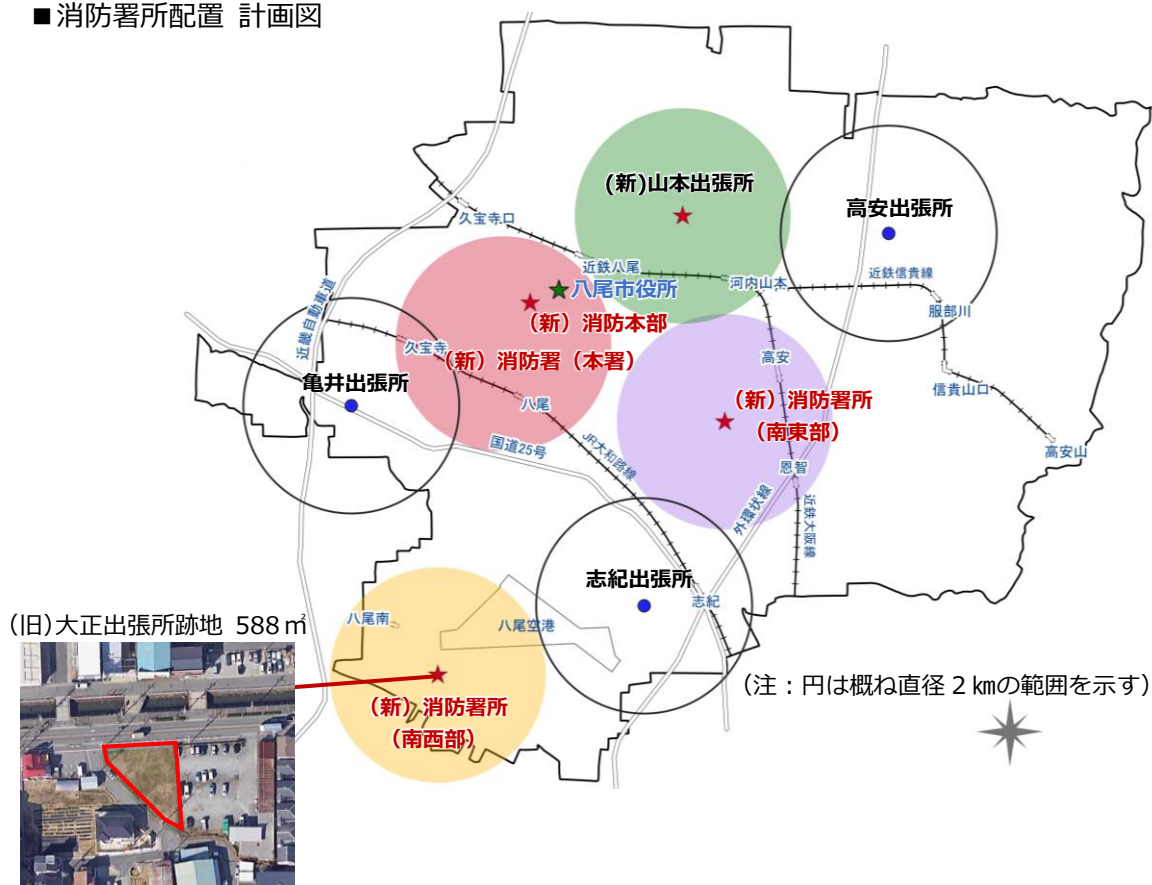
（南東部の新消防署所）

消防本部及び消防署（本署）の移転に伴い、市域南東部での公有地の利用あるいは民間用地を取得し、新たな消防署所を新設します。

■消防署所配置 現況図



■消防署所配置 計画図



(旧)大正出張所跡地 588 m²



(3) 庁舎の施設機能の構成と規模

① 庁舎の施設機能の構成

消防本部及び消防署（本署）を分離型用地で整備する際には、それぞれの機能分担を明確化するものとします。

■ 消防本部と消防署の機能分担（イメージ）



② 庁舎規模

消防庁舎は、事務室や車両の駐車スペースをはじめ、24 時間の当直勤務（待機を含む。）をするうえで食堂・浴室・仮眠室といった付帯設備が必要となります。

さらに昨今、待機時間中における職員のプライバシー確保や衛生面の配慮から仮眠室の個室化や女性職員専用設備などの施設整備が求められています。

消防庁舎の規模については、諸室の必要面積を積算したうえで、今後、策定を予定しています基本計画などにおいて精査するものとします。

第5章 事業推進

(1) 事業費及び整備手法

① 事業費

事業費は、本構想に基づいて今後消防庁舎ごとに策定する基本計画、基本設計、実施設計などの段階に応じて、必要機能や規模等を精査のうえで算定を行います。

その際、消防庁舎としての必要な機能を十分に確保しつつ、建設費の圧縮を図る必要があります。そのため、公有地の活用による用地費の削減、合理的でコンパクトな施設計画による建設費の低減、先進的な設備導入などによるエネルギーコストやランニングコストの低減、維持管理・機能更新が容易な建築計画による建築物のライフサイクルコストの低減など、多面的な工夫を行います。

事業費については、国の財政措置など、有利な制度の活用について研究します。

② 整備手法

整備手法については、市が直営で整備する方法のほか、PFI など民間活力を活用する手法が考えられます。今後、他都市の先行事例などを勘案しながら、適切な整備手法について研究します。

(2) 整備時期

整備時期については、最も急がれる高機能消防指令センターとこれを収容する消防本部の整備を先行するとともに、市域における消防署所の配置バランスを踏まえてカバーエリアが偏らないように適切な順序で整備する必要があります。

■ 消防署所の整備時期（予定）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
南西部	消防本部	建設基本構想					→				
	高機能消防指令センター						→				
	(新)消防署所 (南西部出張所)						→				
	消防署（本署）										→
南東部	山本出張所						→				
	(新)消防署所 (南東部出張所)										→
	消防訓練場										→

(注：整備時期は予定であり、今後変更することがあります)

（３）推進課題

今後、本基本構想の推進においては、栄町出張所周辺での消防署（本署）用地の確保や、南東部の消防署所新設に向けた用地の確保など、施設用地の確定と取得が必要となります。

そのうえで、消防署所ごとに計画を定め、あわせて PFI などの民活事業手法の比較検討により、最適な事業手法の選定を図る必要があります。

これらを踏まえて施設の設計を行い建設事業の具体化を図るものとします。

（４）「消防広域化」及び「消防の連携・協力」の方向性について

「消防広域化」については、平成 31 年 3 月に再策定された大阪府の「消防広域化推進計画」において、令和 10 年度を目途に大阪府を 8 つのブロックにくくる方向性が示されています。今後も各ブロックを代表する消防が集まる広域化勉強会の検討結果などを踏まえ、広域化のメリットとデメリットを比較検討しながら、八尾市消防本部のあるべき姿の研究を重ねていきます。

また、「消防の連携・協力」については、代表的なものに消防指令業務の共同整備・運用などがあげられますが、八尾市は平成 30 年 8 月に「指令業務共同運用検討委員会」を設置し、周辺市との高機能消防指令センターの共同整備・運用に向けて多角的に検討した結果、本市の高機能消防指令センター次期更新については、単独で整備・運用する方針を選択しました。

今後も、その必要性和実現のタイミングを見極めながら「消防の連携・協力」についても引き続き研究を重ねていきます。

八尾市消防庁舎建設基本構想
～「もしもの時への備えがあるまち」をめざして～

令和 4 年（2022 年）3 月

発行 八尾市消防本部 消防総務課消防体制整備室
〒581-0017
八尾市高美町五丁目 3 番 4 号
TEL 072-992-0119（代表）
刊行物番号 R 3 - 195